

# 教職員のみなさんへ（重要）

## 諸手当

（扶養手当・住居手当  
通勤手当・単身赴任手当）

の支給は、皆さんからの

## 届出

（・事実発生から15日以内  
・適正な内容）

に基づいて行われます。

届出をしなかったり、届出が遅れたり、  
届出の内容が誤っていたりすると、

- ・ 支給できる手当が支給されない
- ・ 支給された手当の返還を求められる

ことがあります。

※このリーフレットでは、諸手当の概要を説明していますが、認定に当たっては記載以外の細かな規定がありますので、届出が必要かどうか、必ず、配属先の担当職員に事前に相談してください。また、HPにも掲載していますので、ご活用ください。

検索方法：やまぐち総合教育支援サイト→先生のページ

→山口県教育関係資料データベース→教職員課

HPアドレス：<https://shien.ysn21.jp/contents/teacher/kyouikudb/kyosyoku1.html>

## 扶養手当

### ○支給対象

扶養親族がある職員

### ○扶養親族とは

次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの

- ・配偶者
- ・子、孫、弟、妹（満22歳の年度末まで）
- ・父母、祖父母（60歳以上）
- ・重度心身障害者

※以下に掲げる者は、扶養親族とはできません。

- ・他団体（含民間企業）の扶養手当等の対象となっている者
- ・年間所得が130万円程度以上である者

※扶養親族が共同して扶養される場合には、職員が主たる扶養者である場合に限り、認定できます。

### ○手当額

- ・配偶者 6,500円
- ・子 10,000円
- ・配偶者、子以外 1人につき6,500円
- ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子  
1人につき5,000円を加算

### ○届出が必要な場合

- ・結婚 ・出生 ・養子縁組 ・離職、所得減
- ・離婚 ・死別 ・離縁 ・就職、所得増 等

※扶養親族の状況に変化があった場合は、必ず、担当職員に相談してください。

- ・扶養親族の所得の変動（就職（含アルバイト）、離職、給与の増減、年金の支給額の変動 等）
- ・扶養親族との別居（含施設入所）、同居 等

## 住居手当

### ○支給対象

- ①自ら居住するため住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員
- ②単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が居住するための住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員

※家賃に駐車場代、共益費等は含まれません。

※職員本人が家賃を支払っていなければ、住居手当は支給できません。家賃支払の際の口座名義等は職員本人のものとするようご注意ください。

※扶養親族等が借受け者の場合、職員が他者と共同で借り受けている場合や、住宅の貸主が、職員の親族である場合等は、担当職員に相談してください。

### ○手当額

上記① 家賃の金額に応じて決定。ただし、最高支給限度額は 27,000 円

上記② ①の額の2分の1

### ○届出が必要な場合

- ・新たな住居の借り受け
- ・転居
- ・家賃の増額、減額 等



## ワンポイント

- **手当の申請はみなさん自身が行うものです。**
- **届出をしないと手当は支給されません。**
- **届出は15日以内に行う必要があります。**

## 通勤手当

### ○支給対象

- ①交通機関等を利用して通勤している職員
- ②自動車等により通勤している職員

※通勤距離が徒歩で片道2 km以上であること

### ○手当額

- ①交通機関等の定期券等の額に応じた額
- ②一般的に利用される自宅から学校正門までの最短距離に応じた額
  - ・自動車等2,000円～54,500円
  - ・自転車等2,000円～17,700円

### ○届出が必要な場合

- ・通勤方法を変更した場合（採用・異動を含む）
- ・通勤経路を変更した場合
- ・定期券等の額に変更があった場合

※高速道路を利用して通勤しようとする場合は、必ず、担当職員に相談してください。

## 単身赴任手当

### ○支給対象

異動に伴い、やむを得ない理由により単身赴任した職員

※細かな規定がありますので、必ず、担当職員に相談してください。

### ○手当額

単身赴任先の住居と、配偶者の住居の距離に応じた額

### ○届出が必要な場合

担当職員に相談してください。